

## 別添127 特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術基準

### 1. 適用範囲

この技術基準は特定小型原動機付自転車に備える速度抑制装置に適用する。なお、括弧内の速度は、速度抑制装置が作動する速度が6km/h以下の場合に適用する。

### 2. 定義

- 2.1. 「設定最高速度」とは、特定小型原動機付自転車製作者が設定した速度抑制装置が作動する速度をいう。
- 2.2. 「安定速度」とは、速度抑制装置の作動している状態における特定小型原動機付自転車の平均速度をいう。

### 3. 一般規定

- 3.1. 速度抑制装置は、特定小型原動機付自転車がその設定最高速度で走行しているときにスロットルレバー等の加速装置の操作により特定小型原動機付自転車が加速しないものでなければならない。
- 3.2. 速度抑制装置の設定最高速度は、20km/h（6km/h）以下の任意の速度とする。また、3.4. の設定変更を除き速度抑制装置は、容易に設定最高速度の変更及び解除ができるものであってはならない。
- 3.3. 速度抑制装置は、複数の加速装置がある場合には、全ての加速装置について作動するものでなければならない。
- 3.4. 設定最高速度が2種類以上ある場合、設定変更は運転者が乗車位置において容易に操作できるものであり、かつ、走行中に設定変更ができないこと。

### 4. 試験

本技術基準の適合性は、走行試験その他適切な方法により確認する。

#### 4.1. 試験条件

- 4.1.1. 試験路は、平坦舗装路であること。
- 4.1.2. 試験車両のバッテリー充電率は、75%以上であること。
- 4.1.3. 空気入りゴムタイヤの空気圧は、諸元表等に記載された空気圧であること。
- 4.1.4. 試験車両の重量は、車両重量であること。
- 4.1.5. 運転者の体重は、70～100kgであること。
- 4.1.6. 平均風速は6m/s未満であること。また、最大風速は10m/sを超えないこと。

#### 4.2. 試験方法

- 4.2.1. スロットルレバーを全開にする等、加速装置を最大限に操作し、試験車両の速度が安定した後も加速装置を最大限に操作した状態で少なくとも50mの距離を維持し、安定速度を小数第1位まで記録する。記録は往路及び復路の各1回として、その平均値を算出する。算出された平均値は小数第1位を四捨五入して整数値とする。これを平均安定速度とする。
- 4.2.2. 実測値が平均安定速度の±10%以内であること。

4.3. 判断基準

- 4.3.1. 平均安定速度は20km/h（6km/h）を超えてはならない。